

P F I手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
9	第6 2 (5) 刑務作業	<p>炊事，洗濯については，従来，受刑者がすべて実施していたが，本施設ではすべてPFI事業の対象とし，民間事業者の業務範囲とする。なお，保安区域内の清掃は，これまでどおり受刑者が実施する。</p> <p><u>ただし，民間事業者の提案により，従来どおり，受刑者が炊事，洗濯を行うことは妨げない。この場合，受刑者の就業を監視する刑務官が必要となることを考慮する必要がある。</u></p>	<p>炊事，洗濯については，従来，受刑者がすべて実施していたが，本施設ではすべてPFI事業の対象とし，民間事業者の業務範囲とする。なお，保安区域内の清掃は，これまでどおり受刑者が実施する。</p>	